

介護保険特別会計

1. 概 要

高齢者の自立支援を基本理念として、平成12年4月にスタートした介護保険制度は、6年が経過した。急速な高齢化により高齢者人口は毎年1%ずつ増加しており、平成17年度末の65歳以上の第1号被保険者数は21,009人、高齢化率は18.7%、要介護認定者数は、2,590人になっており、サービスの利用も増加の一途をたどっている。

今後も急速に進展する高齢社会において、介護保険制度は、高齢者が要介護状態となるのを予防し、要介護状態になっても自立した日常生活が営めるよう支援するとともに介護者の負担軽減を図る社会保険制度として定着し、ますますその重要性を高めている。

平成17年度は10月の施設給付費の見直しにより、介護給付費はゆるやかな伸びとなっている。

(単位：千円)

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	3,751,346
2. 歳 出	総 額	3,736,513
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	14,833
4. 翌年度へ繰り越すべき財源	(1) 継続費通次繰越額	
	(2) 繰越明許費繰越額	
	(3) 事故繰越し繰越額	
	計	
5. 実 質 収 支	額	14,833
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規程による基金繰入額		

2 歳入の状況

歳入決算額は 3,751,346 千円であり、詳細は以下のとおりである。

(単位：円)

款	歳入決算額	割合(%)
1 介護保険料	650,783,190	17.35
2 使用料及び手数料	400	-
3 国庫支出金	807,783,000	21.53
4 支払基金交付金	1,138,814,000	30.36
5 県支出金	453,857,000	12.10
6 財産収入	30,337	-
7 繰入金	652,886,000	17.40
8 繰越金	46,982,729	1.25
9 諸収入	210,198	0.01
歳入合計	3,751,346,854	100.00

3 歳出の状況

歳出決算額は 3,736,513 千円であり、詳細は以下のとおりである。

(単位：円)

款	歳出決算額	割合(%)
1 総務費	196,613,679	5.26
2 保険給付費	3,508,280,785	93.89
3 諸支出金	31,619,308	0.85
歳出合計	3,736,513,772	100.00

4 介護保険状況

要介護度別認定者数

平成 18 年 3 月末日現在

	第 1 号被保険者 (65 歳以上)	第 2 号被保険者 (40 歳 ~ 64 歳)	合 計	割合 (%)
要支援	351	13	364	14.05%
要介護 1	794	50	844	32.59%
要介護 2	366	22	388	14.98%
要介護 3	329	15	344	13.28%
要介護 4	346	16	362	13.98%
要介護 5	275	13	288	11.12%
合 計	2,461	129	2,590	100.00%

居宅介護（支援）サービス受給者数

	第 1 号被保険者 (65 歳以上)	第 2 号被保険者 (40 歳 ~ 64 歳)	合計
要支援	203	5	208
要介護 1	554	33	587
要介護 2	223	13	236
要介護 3	205	11	216
要介護 4	129	10	139
要介護 5	93	8	101
合 計	1,407	80	1,487

施設サービス受給者数

	第 1 号被保険者 (65 歳以上)	第 2 号被保険者 (40 歳 ~ 64 歳)	合計
介護老人福祉施設	239	4	243
介護老人保健施設	185	1	186
介護療養型医療施設	71	2	73
合 計	495	7	502

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.105

7001 介護保険事務に要する経費 9,911,212 円 (7,628,837 円)

[国・県 792,000 円 その他 9,119,212 円]

* 特財内訳

[国補：介護保険制度システム改修事業費補助金 435,000 円]

[国補：介護費用適正化緊急対策給付金 177,000 円]

[県補：ケアマネジメントリーダー活動促進事業費補助金 180,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 9,119,212 円]

目的

介護保険制度の整備、制度の適正かつ効率的な実施、被保険者に対する行政サービスの向上を図る。

内容

- ・ 介護保険システムの保守管理
- ・ 介護保険制度改正に伴うシステムの改修
- ・ ケアマネジメントリーダー活動支援

効果

システムの管理及び制度改正に伴うシステム改修を行うことにより、適正な制度運営及び介護支援専門員の支援体制の強化が図れた。

2 徴税费 1 賦課徴収費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.109

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 5,552,331 円 (4,174,902 円)

[その他 5,552,331 円]

* 特財内訳

[繰入金：事務費等繰入金 5,552,331 円]

目的

第1号被保険者の介護保険料を賦課徴収（特別徴収・普通徴収）し、介護保険の適正な運営を図る。

内容

- ・ 介護保険料賦課徴収
特別徴収：17,111名 普通徴収：4,700名
収 納 率：95.25%（特別徴収：100.17%、普通徴収：90.24%）

効果

第1号被保険者の保険料賦課徴収を行うことにより、保険給付費の財源を確保することが出来た。

3 介護認定審査会費 1 介護認定審査会費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.109

7501 介護認定審査会に要する経費 14,121,114 円 (10,332,654 円)

[国・県 115,000 円 その他 14,006,114 円]

* 特財内訳

[国補：要介護モデル事業費補助金 115,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 14,006,114 円]

目的

医療、保健、福祉の各分野の専門家 30 名で構成する介護認定審査会において申請者の要介護・要支援の審査判定を行う。

内容

認定調査結果をコンピュータで一次判定を行い、一次判定結果・主治医意見書・調査特記事項をもとに介護認定審査会を開催し(年間 131 回) 二次判定を行った。

効果

要介護(支援)認定を行うことにより、各種介護(支援)サービスを利用することが可能になった。

3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.111

7501 認定調査等に要する経費 30,549,546 円 (21,618,275 円)

[その他 30,549,546 円]

* 特財内訳

[繰入金：事務費等繰入金 30,468,448 円]

[諸収入：雇用保険料 81,098 円]

目的

要介護・要支援認定を行う為に、認定調査員の認定調査票及び主治医意見書の作成を行う。

内容

介護認定調査員が認定申請者に対して認定調査を行った。また、医師に対し主治医意見書の作成依頼をした。

効果

要介護・要支援認定の基礎資料を作成することが出来、効率的な介護認定業務を図ることが出来た。

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費 1 介護サービス給付費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.113

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 1,456,151,510 円 (955,228,856 円)

[国・県 531,544,985 円 その他 924,606,525 円]

* 特財内訳

- [国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 291,230,302 円]
- [国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 58,295,744 円]
- [県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 182,018,939 円]
- [保険料：650,783,190 円のうち 262,107,272 円]
- [支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 465,968,483 円]
- [繰入金：介護給付費負担金 449,940,000 円のうち 182,018,939 円]
- [繰越金：前年度繰越金 46,982,729 円のうち 14,511,831 円]

目的

居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス提供事業所から指定居宅サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給する。

内容

	17年度	16年度	15年度
居宅介護サービス給付費	1,456,151,510 円	955,228,856 円	770,332,392 円

効果

指定居宅サービス提供事業所から受けた、介護サービス費用の 9 割を保険給付することで、居宅要介護被保険者は、安心して居宅介護サービスを利用することが出来た。

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.113

7601 施設介護サービス給付費に要する経費 1,730,240,010 円 (1,328,565,651 円)

[国・県 588,328,003 円 その他 1,141,912,007 円]

* 特財内訳

- [国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 365,348,002 円]
- [国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 6,700,000 円]
- [県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 216,280,001 円]
- [保険料：650,783,190 円のうち 329,443,202 円]
- [支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 569,676,803 円]
- [繰入金：介護給付費負担金 449,940,000 円のうち 216,280,001 円]
- [繰越金：前年度繰越金 46,982,729 円のうち 26,512,001 円]

目的

要介護認定の被保険者が、指定施設サービスである指定介護福祉施設、指定介護保健施設、指定介護療養型医療施設のサービスを利用した時に、日常生活費を除く施設介護サービス給付費を支給する。

内容

	17年度	16年度	15年度
施設介護サービス給付費	1,730,240,010 円	1,328,565,651 円	1,169,120,759 円

効果

施設サービス計画に基づいて、居宅における生活と可能な限り同様なサービスの提供、また居宅での生活復帰を念頭においたサービスの提供が行われた。

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.113

7701 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 118,894,993 円(82,790,938 円)

[国・県 44,585,622 円 その他 74,309,371 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 23,778,999 円]

[国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 5,944,749 円]

[県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 14,861,874 円]

[保険料：650,783,190 円のうち 21,401,099 円]

[支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 38,046,398 円]

[繰入金：介護給付費負担金 449,940,000 円のうち 14,861,874 円]

目的

居宅要介護被保険者が、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給する。

内容

	17 年度	16 年度	15 年度
居宅介護サービス計画給付費	118,894,993 円	82,790,938 円	70,747,007 円

効果

居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、適切な介護サービス計画を作成することが出来た。

1 介護サービス等諸費 2 居宅介護福祉用具購入給付費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.113

7501 居宅介護福祉用具購入給付費に要する経費 7,272,055 円(6,271,347 円)

[国・県 2,727,020 円 その他 4,545,035 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 1,454,411 円]

[国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 363,602 円]

[県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 909,007 円]

[保険料：650,783,190 円のうち 1,308,970 円]

[支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 2,327,058 円]

[繰入金：介護給付費負担金 449,940,000 円のうち 909,007 円]

目的

居宅要介護被保険者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、居宅介護福祉用具購入給付費を支給する。

内容

10 万円を上限額として、購入費に対し保険給付分(9割)を支給する。

	17 年度	16 年度	15 年度
支給総額	7,272,055 円	6,271,347 円	4,772,110 円

効果

居宅介護福祉用具購入給付費を支給することにより、居宅要介護被保険者が在宅で自立した生活をする事が可能になった。

1 介護サービス等諸費 3 居宅介護住宅改修給付費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.115

7501 居宅介護住宅改修給付費に要する経費 22,017,889 円(17,154,184 円)

[国・県 8,256,709 円 その他 13,761,180 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 4,403,578 円]

[国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 1,100,895 円]

[県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 2,752,236 円]

[保険料：650,783,190 円のうち 3,963,220 円]

[支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 7,045,724 円]

[繰入金：介護給付費負担金 449,940,000 円のうち 2,752,236 円]

目的

居宅要介護被保険者が、手摺りの取付け、段差解消等の住宅改修を行った時に、居宅介護住宅改修給付費を支給する。

内容

20 万円を上限額として、改修費に対し保険給付分（9 割）を支給する。

	17 年度	16 年度	15 年度
支給総額	22,017,889 円	17,154,184 円	12,999,387 円

効果

居宅介護住宅改修給付費を支給することにより、居宅要介護被保険者が在宅で安全で快適な生活をする事が可能になった。

2 支援サービス等諸費 1 居宅支援サービス給付費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.115

7501 居宅支援サービス給付費に要する経費 61,973,813 円(31,856,723 円)

[国・県 23,240,180 円 その他 38,733,633 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 12,394,763 円]

[国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 3,098,690 円]

[県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 7,746,727 円]

[保険料：650,783,190 円のうち 11,155,286 円]

[支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 19,831,620 円]

[繰入金：介護給付費負担金 449,940,000 円のうち 7,746,727 円]

目的

居宅要支援被保険者が、指定居宅サービス事業者から指定居宅サービス（認知症対応型共同生活介護を除く）を受けた時に、居宅支援サービス給付費を支給する。

内容

	17 年度	16 年度	15 年度
居宅支援サービス給付費	61,973,813 円	31,856,723 円	25,145,446 円

効果

指定居宅サービス提供事業者から受けた支援サービス費用の 9 割を保険給付することと、居宅要支援被保険者は安心して居宅支援サービスを利用することが出来た。

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.115

7601 居宅支援サービス計画給付費に要する経費 20,624,836 円 (11,177,500 円)

[国・県 7,734,313 円 その他 12,890,523 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 4,124,967 円]

[国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 1,031,241 円]

[県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 2,578,105 円]

[保険料：650,783,190 円のうち 3,712,470 円]

[支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 6,599,948 円]

[繰入金：介護給付費負担金 449,940,000 円のうち 2,578,105 円]

目的

居宅要支援被保険者が、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援を受けた時に、居宅支援サービス計画給付費を支給する。

内容

	17 年度	16 年度	15 年度
居宅支援サービス計画給付費	20,624,836 円	11,177,500 円	8,245,500 円

効果

居宅支援サービス計画給付費を支給することにより、適切な支援サービス計画を作成することが出来た。

2 支援サービス等諸費 2 居宅支援福祉用具購入給付費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.115

7501 居宅支援福祉用具購入給付費に要する経費 622,892 円 (514,982 円)

[国・県 233,584 円 その他 389,308 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 124,578 円]

[国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 31,144 円]

[県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 77,862 円]

[保険料：650,783,190 円のうち 112,121 円]

[支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 199,325 円]

[繰入金：介護給付費負担金 449,940,000 円のうち 77,862 円]

目的

居宅要支援被保険者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、居宅支援福祉用具購入給付費を支給する。

内容

10 万円を上限額として、購入費に対し保険給付分 (9 割) を支給した。

	17 年度	16 年度	15 年度
支給総額	622,892 円	514,982 円	445,057 円

効果

居宅支援福祉用具購入給付費を支給することにより、居宅要支援被保険者が在宅で快適な生活を行うことが可能になった。

2 支援サービス等諸費 3 居宅支援住宅改修給付費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.117

7501 居宅支援住宅改修給付費に要する経費 2,955,374 円 (2,967,524 円)

[国・県 1,108,265 円 その他 1,847,109 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 591,075 円]

[国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 147,768 円]

[県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 369,422 円]

[保険料：650,783,190 円のうち 531,967 円]

[支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 945,720 円]

[繰入金：介護給付費負担金 449,940,000 円のうち 369,422 円]

目的

居宅要支援被保険者が、手摺りの取付け、段差解消等の住宅改修を行った時に、居宅支援住宅改修給付費を支給する。

内容

20 万円を上限額として、改修費に対し保険給付分（9 割）を支給した。

	17 年度	16 年度	15 年度
支給総額	2,955,374 円	2,967,524 円	1,991,488 円

効果

居宅支援住宅改修給付費を支給することにより、居宅要支援被保険者が在宅で安全な生活をする事が可能になった。

3 その他の諸費 1 審査支払手数料

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.117

7501 審査支払手数料に要する経費 5,388,685 円 (3,659,210 円)

[国・県 2,020,757 円 その他 3,367,928 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 1,077,737 円]

[国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 269,434 円]

[県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 673,586 円]

[保険料：650,783,190 円のうち 969,963 円]

[支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 1,724,379 円]

[繰入金：介護給付費負担金 652,886,000 円のうち 673,586 円]

目的

介護保険の適正な給付をする為、国保連合会にレセプト審査を依頼する。

内容

	17 年度	16 年度	15 年度
手数料	5,388,685 円	3,659,210 円	3,821,061 円

効果

介護保険の適正な給付が出来た。

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.117

7501 高額介護サービス費に要する経費 25,852,163 円 (15,914,879 円)

[国・県 9,694,562 円 その他 16,157,601 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 5,170,433 円]

[国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 1,292,609 円]

[県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 3,231,520 円]

[保険料：650,783,190 円のうち 4,653,389 円]

[支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 8,272,692 円]

[繰入金：介護給付費負担金 449,940,000 円のうち 3,231,520 円]

目的

介護サービスに係る利用者負担額が高額である時、高額介護サービス費を支給する。

内容

利用者負担の合計額が、一定額を超えたときに、高額介護サービス費を支給した。

区分		世帯の上限額	個人の上限度
生活保護の受給者の方等		15,000 円	15,000 円
世帯全員が 市町村民税 非課税で	高齢福祉年金受給者の方	24,600 円	15,000 円
	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が 80 万円以 下の方等	24,600 円	15,000 円
	合計所得金額と課税年金 収入額の合計が 80 万円を 超える方等	24,600 円	24,600 円
市町村民税課税世帯の方		37,200 円	37,200 円

効果

介護サービスの自己負担を軽減することが出来た。

5 特定入所者介護サービス等費 1 特定入所者介護サービス費

[担当：介護保険課 H18 高齢福祉課] P.119

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 56,267,355 円 (0 円)

[国・県 21,100,258 円 その他 35,167,097 円]

* 特財内訳

[国負：介護給付費負担金 725,884,000 円のうち 11,253,471 円]

[国補：財政調整交付金 81,172,000 円のうち 2,813,368 円]

[県負：介護給付費負担金 453,677,000 円のうち 7,033,419 円]

[保険料：650,783,190 円のうち 10,128,124 円]

[支払基金：介護給付費交付金 1,138,814,000 円のうち 18,005,554 円]

[繰入金：介護給付費負担金 449,940,000 円のうち 7,033,419 円]

目的

低所得者に施設給付（施設入所・短期入所）の食費及び居住費の負担軽減を図る。

内容

所得段階（利用者負担段階）に応じて負担限度額を設け補足給付を行った。

自己負担の上限額（日額）

対象者		食費	居 住 費			
			従来型個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 準個室
生活保護の受給者等		300 円	490 円 (320 円)	0 円	820 円	490 円
世帯全員が 市町村民税 非課税で	老齢福祉年金受給者	300 円	490 円 (320 円)	0 円	820 円	490 円
	合計所得金額と課税 年金収入額の合計が 80 万円以下等	390 円	490 円 (420 円)	320 円	820 円	490 円
	合計所得金額と課税 年金収入額の合計が 80 万円を超える等	650 円	1310 円 (820 円)	320 円	1640 円	1310 円

（ ）の金額は、介護老人福祉施設に入所または短期入所を利用した場合の額

効果

低所得者に施設入所及び短期入所の自己負担を軽減することが出来た。